

〔学童期・思春期〕

第6目標 「希望する教育と自立」を支援する“えひめ”

【現状と課題】

創造性や社会性、自立意識に欠けるこどもが増えていると言われるほか、こどもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、こどもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にする心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるために健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくことが必要です。

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通うこどもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、こどもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、こどもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

さらに、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、こどもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

また、共働き家庭等が増加する中、保育所等の待機児童の発生のみならず、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の確保が課題となっています。

次代を担う人材育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要であるため、保育の利用者が、小学校就学後も引き続き利用できるこどもの居場所を確保できるよう、国の放課後児童対策の充実に加え、すべての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

さらに、こどもや若者が、単に安全・安心に過ごす物理的な場としてではなく、主体的に「居たい」「行きたい」「やってみたい」と感じられる多様な居場所づくりが必要とされています。

【具体的な施策】

⑥-12 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

① 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

◎自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛け、実施、公表、報告を推進します。

○地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。

◎「えひめ学校・地域教育ソーター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に出向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源をこどもたちの教育に活かします。

② 教員の資質・能力の向上

○児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。

○教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。

○学習管理システムの活用により教員研修を改善し、効率的かつ効果的な研修の充実を図るとともに、教育現場における専門的なICT活用によるサポート体制を整備するほか、教員のデジタルリテラシーの向上にも取り組み、教員のICTを活用した指導力の向上等を図ります。

○一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を開拓していくために、校内の生徒指導の方針・基準を明確に定め、年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導が推進できる体制の充実に努めます。

○生徒指導の取組について学校評価を行い、結果を踏まえ生徒指導の取組を改善し、学校における生徒指導体制の充実に努めます。

○特にいじめや不登校への対応については、どのこどもにも、どの学校においても起こり得ることを十分に認識し、実効性ある指導体制の確立に努めるとともに、学校の安全性を確保するため、社会で許されない行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。
※いじめへの対応については「第5章⑥-1 いじめ防止」で後掲
※不登校への対応については「第5章⑥-1 7 不登校のこどもへの支援」で後掲

○家庭や地域との連携を密にしながら、一人一人の個性や可能性を伸ばすきめ細かい援助・指導を行い、社会的に自己実現できるような資質や態度の育成に努めます。

③ 確かな学力の定着と向上

○「第4期愛媛県学力向上推進3か年計画」に基づき、愛媛で学ぶすべてのこどもたちにこれから新しい時代に求められる資質・能力を育成していきます。

○「えひめICT学習支援システム」の開発・運用を通して、テストをCBT化するなど、愛媛教育のデジタル化を推進するとともに、これまで効果の大きかった学力向上施策を継続実施することで、更なる学校教育の質の保証・向上に努めます。

○中学生の英語力の向上などの課題克服に努めます。

○少人数学級の実施により、こどもの反応や理解度に応じた指導、障がいのあるこどもなど教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実を通じた学力・学習面の育成に努めます。

○高等学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を、適宜設けます。また、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立します。

○障がいのあるこどもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導体制の

工夫改善に努めます。【再掲】

- 多様な研修の確保に努め、教師の自己研修を奨励するとともに、授業評価システムを活用した適切な授業評価の実施や新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する中で、教師の実践的指導力の向上を図ります。
- 学校評価の充実を図り、特色ある開かれた学校づくりに取り組むとともに、家庭・地域との連携を推進し、児童生徒のよりよい学習習慣、生活習慣の定着に努めます。
- 児童・生徒の科学技術、理科・算数・数学への興味・関心を高め、主体的な学びを深化・発展させ、「将来の夢」「科学を楽しむ心」を育成するとともに、将来の優れた科学技術人材の育成に努めます。

④ **学校における教育相談の充実**

- 県内すべての中高生を対象にSNSを活用した相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」を開設し、学校生活や友達関係、いじめ、性被害・性暴力など様々な不安や悩みへの早期対応及び深刻化の未然防止を図ります。
- 児童生徒やその家族が抱える身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績、部活動、将来の進路、家庭生活、さらにはSNS等を介したいじめやトラブルなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の一層の充実に努め、種々の悩みの解決や生き方についての援助を行います。
- 教員に対し、カウンセリング等の研修を充実し、教育相談の能力向上を図ります。
- 児童生徒一人一人をより深く理解し、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせることにより、児童生徒の健全な心身の育成に努めます。

⑤ **安全で豊かな学校環境の提供**

- 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組を促進します。
- 県立学校において、教室へのエアコン設置率100%を目指すとともに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進します。
- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。
- 児童生徒の学習支援、健康管理の補助や校内衛生環境の整備等を行う学校教育活動支援員を速やかに配置し、きめ細やかな感染症対策や個に応じたサポートを行うことにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援します。

⑥ **就学機会の確保**

- 家庭の状況にかかわらず、すべての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、公立高校生については、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により授業料を助成（令和2

年4月から年収590万円未満世帯は実質無償化）するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。

- 労働者の子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、すべての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう促進していることに鑑み、夜間中学について、広く県民に対してニーズ調査を行うとともに、隨時、市町の意向を確認するなど、設置の必要性について検討します。

⑥-13 居場所づくり

① 多様な子どもの居場所づくりの推進

- 子ども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす時間や場所、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものと認識し、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します

② 放課後児童対策の総合的な推進

- 国の放課後児童対策に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る放課後児童クラブの設置を促進します。
- 放課後や週末に、希望するすべての子どもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の取組を促進します。
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、放課後児童クラブ関係者や放課後子ども教室関係者と学校関係者が連携・協力した放課後児童対策を推進します。
- 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れを促進します。
- 地域における児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成や放課後児童クラブの運営、児童問題の相談などの指導や地域組織活動の助長などに資することから、市町の計画的な整備促進に取り組みます。
- 子ども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や子どもの意見を踏まえた体験活動等の提供を推進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- こども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、こどもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- こども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組を推進します。

③ 職員の資質及び専門性の向上

- 放課後児童クラブの運営に欠かせない放課後児童支援員を養成するための研修や放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する専門研修を

- 実施するなど、職員の資質向上に努めます。
- 放課後児童クラブにおいて、地域やクラブ間で、子どもの学びや体験に差が生じないよう、放課後児童支援員のスキル向上を図ります。
 - 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置促進等による地域学校協働活動の充実と多様な地域人材の参画を促進します。
- ④ 地域における子育て家庭への支援体制の充実**
- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポートセンターの設置・運営を支援します。【再掲】
 - 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
 - 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
 - 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】
 - 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ⑤ 児童館・児童センター活動の充実**
- えひめ子どもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
 - えひめ子どもの城については、「第2期えひめ子どもの城魅力向上戦略」に基づき、魅力ある遊具の設置や老朽化遊具のリニューアル等によって利用促進に努めるとともに、酷暑時等でも安全に利用できるよう、施設整備に取り組みます。また、新しい遊びや体験活動の開拓等によって児童館としての新たな価値を創出するとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園をはじめとするとべもり+（プラス）の連携をさらに強化し、子どもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
 - 指定管理者等と連携を図りながら、えひめ子どもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。
- ⑥ 子どもの遊びや学びの支援**
- えひめ子どもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
 - 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
 - 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。
- ⑦ 子育て家庭に安全・快適な環境づくり**
- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
 - 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
 - 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
【再掲】
 - 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
 - 健康増進法の周知・徹底を図り、子どもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
 - 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

⑥-14 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

① 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備【再掲】

- 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターへりのより効果的・効率的な運用に努めます。

② 小児科医師の確保【再掲】

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。
- 将来医師として県内で地域医療に従事しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することで小児科・産科等の医師確保を図ります。また、看護職員については、人材確保と質の向上のために、「養成」「職場定着」「離職防止」「復職支援」に取り組みます。【再掲】

③ 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療【再掲】

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。
- 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を実施します。

④ 疾病の予防【再掲】

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

⑤ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援【再掲】

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性疾病児童等及びその家族を支援します。

⑥ 性に関する教育や普及啓発・相談支援とこころのケア

- 学童期から思春期のこどもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る困難を抱えるこどもが、自分らしく生きることのできる社会を築いていくために、正しい理解や認識を深める取組の充実に努めます。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

⑥-15 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

① ライフデザインを描く支援

- こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会保障や労働法令を知る機会、社会人との交流の場、乳幼児や小学生と触れ合う機会などを創出します。
- 様々な世代における固定的性別役割分担意識を解消し、お互いが協力して

子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。【再掲】

② 政治参画の促進

- 教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。
- こども・若者が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、こども・若者が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。

③ 消費者教育の推進及び金融リテラシーの向上

- こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動ができるよう消費者教育の推進を図るとともに、金融経済教育の機会を提供し、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組みます。

⑥-16 いじめ防止

- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめを絶対に許さないとの強い姿勢で、いじめの根絶に向けて、学校・家庭・地域・関係諸機関が連携した組織的な取組を推進し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、いじめの未然防止につながる社会性の育成やSNSでの誹謗中傷等を含むネット上のいじめ対策に取り組みます。
- 学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。
- 24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。【再掲】

⑥-17 不登校のこどもへの支援

- 不登校を未然に防止するため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どのこどもにも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて、自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を行います。【再掲】
- 入学・進級など成長の節目においては、学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、すべてのこどもにとって、居場所があり、楽しく通える魅力ある学校づくりに努めます。【再掲】
- 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。【再掲】
- 不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適応を事前に防止するよう努めます。【再掲】
- 入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。【再掲】
- 24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。【再掲】
- 学校における教育相談体制（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等）を充実します。【再掲】
- 校内サポートルーム及びメタバース上の学びの場である「メタサポキャンパス」において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた取組を推進します。【再掲】
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づ

くり等を推進します。

⑥-18 校則の見直し

○学校や地域の状況に応じて各学校が定める校則の見直しを行う場合には、その過程でこどもや保護者等の関係者からの意見の聴取が行われるように努めます。

⑥-19 体罰や不適切な指導の防止

○教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと強い姿勢で、体罰や不適切な指導の根絶に取り組みます。【再掲】

⑥-20 高校中退の予防、高校中退後の支援

○不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適応を事前に防止するよう努めます。【再掲】

○入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないよう、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。【再掲】

○在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する生徒もいますが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知を図ります。

○学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。

○若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。

○高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。

○高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合は最長2年間)

目標指標

目 標 指 標		基 準 値	目 標 値	担 当
46	県立学校への学校評議員の設置率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	高校教育課
47	公立小中学校における学校評議員（類似制度含む）の設置率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	義務教育課
48	学校関係者評価の実施率（公立）	100.0% (R5)	100.0% (R11)	義務教育課
49	「えひめ学校教育ソポーター」登録企業・団体数	226 件 (R5)	238 件 (R11)	社会教育課
50	朝食を欠食する県民の割合（小学生）	7.4% (R6)	0% (R11)	健康増進課
51	学校の耐震化率（市町立小中学校）	80.3% (H26)	100.0% (市町による)	義務教育課
52	県立学校の教室へのエアコン設置率	68.5% (R5)	90.0% (R11)	高校教育課
53	県立学校の普通教室における電子黒板の整備率	100.0% (R6)	100.0% (R11)	高校教育課
54	放課後児童クラブの登録児童数	15,848 人 (R5)	16,700 人 (R11)	子育て支援課
55	放課後子ども教室の設置数	132 か所 (R5)	142 か所 (R11)	社会教育課
56	放課後児童支援員数	1,223 人 (R5)	1,800 人 (R8)	子育て支援課
57	利用者支援事業実施か所数	31 か所 (R5)	39 か所 (R11)	子育て支援課
58	児童館の設置数	46 か所 (R5)	46 か所 (R11)	子育て支援課
59	えひめこどもの城の来園者数	386,270 人 (R5)	460,000 人 (R10)	子育て支援課
60	バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	87.7% (R6)	100.0% (R11)	建築住宅課
61	十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	3.8 (R5)	減少 (R11)	健康増進課
62	不登校児童数（公立小学校）	1,311 人 (R5)	減少 (R11)	義務教育課
63	不登校生徒数（公立中学校）	2,049 人 (R5)	減少 (R11)	義務教育課
64	不登校生徒数（県立高校等）	412 人 (R5)	減少 (R11)	高校教育課